③　申請者が法人であるときは、登記事項証明書の写し
④　直前２年の営業年度に係る財務諸表類
［注］　申請者が次に掲げる方であるときは、それぞれ次に定める書類をもって、①、③及び④に掲げる書類に代えることができます。
ａ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）測量法第55条の８に規定する書類の写し
ｂ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
ｃ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
ｄ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑸　申請書の提出先　阪神高速道路株式会社経理部契約課　〒541―0056 大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号　電話番号06―6252―8121
⑹　提出方法　郵送

4　競争に参加することができない方
〔建設工事の場合〕
⑴　弊社契約規則第６条に掲げる方（競争参加不適格者）
⑵　社会保険等未加入建設業者　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない方を除きます。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
上記⑴に該当する方

5　競争参加者の資格審査
〔建設工事の場合〕
４に該当しない方（経常建設共同企業体を含みます。）についての競争参加資格の審査は、下記の客観的事項について、次の順に従って行います。
①　客観的事項について施工能力点を付与します。
②　１に掲げる工種のうち、土木、舗装、電気、塗装、建築については各工種ごとに、施工能力点の高得点順に契約予定金額に対応する等級を設定します。
客観的事項
１）営業規模
・工事種別ごとの年間平均完成工事高
・自己資本の額（又は平均自己資本額）
・平均利益額
２）経営状況
３）技術力
４）社会性等
〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
４に該当しない方についての競争参加資格の審査は、次の①～④の事項について行います。
①　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」といいます。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種ごとの年間平均実績高
②　審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
③　審査基準日における業種ごとの有資格者数
④　審査基準日までの営業年数

6　資格審査結果の公表　一般競争（指名競争）参加資格があるものと認定された方については、平成31年４月１日以降、弊社ホームページ（https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/）において「有資格者名簿」への記載をもって通知に代えることとします。

7　一般競争（指名競争）参加資格の有効期間
〔建設工事の場合〕
資格認定の日～平成33年３月31日まで。
〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
資格認定の日～平成33年３月31日まで。

8　その他　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生の手続の開始の決定を受けた方の一般競争（指名競争）参加資格の取扱い
・再審査の申請を行うことができます。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成 30 年 10 月 10 日
警察庁長官官房会計課理事官　鶴代　隆造
◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13
○第 982 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、15、16、28
⑵　導入計画物品及び数量
交番用防犯カメラ緊急通報システム
数量未定
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成31年度以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。
2　資料及びコメントの提供方法
⑴　資料等の提供期限　平成30年11月12日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁生活安全局局地域課　梶原　田鶴　電話03―3581―0141
3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　平成30年10月10日から平成30年11月12日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 14, 15, 16, 28
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Emergency call system interlocking with monitoring cameras for police box, Quantity is undecided
⑶　Type of the procurement : purchase
⑷　Basic requirements of the procurement : as enclosure
⑸　Time-limit for the submission of the requested material : 17 : 00　12　November, 2018
⑹　Contact point for the notice : Tadu Kajihara, Community Police Affairs Division, Community Safety Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 30 年 10 月 10 日
総務省大臣官房会計課企画官　中村　英男
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等特定役務及び数量　政府共通プラットフォーム認証サービス更改に係る設計・開発及び運用作業等の請負　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成30年10月30日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第二係担当　池田　　昭　電話03―5253―5132
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成30年10月10日から平成30年10月30日まで
⑵　交付場所　政府電子調達システムへアクセスし入手すること。
4　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Design, Development and Operation for the New Authentication Service of the Government Shared Platform System 1 set.
⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 30 October 2018
⑷　Contact point for the notice : Akira Ikeda, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Internal Affairs and Communications, 1―2 Kasumigaseki 2 chome, Chiyoda-ku Tokyo 100―8926 Japan. TEL 03―5253―5132